



目 次

規 則	ページ
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
◎高知県立池公園の指定管理者の指定（公園下水道課）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）（3・21掲示）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	2
高知県議会告示	
◎高知県議会傍聴規則の一部改正	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県教育委員会告示	
◎高知県立弓道場の指定管理者の指定（教育委員会事務局スポーツ健康教育課）	3
----- 規 則 -----	
高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日	
高知県知事 尾崎 正直	
<b>高知県規則第14号</b> 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日	

を定める規則の一部を改正する規則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則（平成24年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成25年4月1日」を「平成25年7月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第229号

平成24年12月高知県告示第743号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

3中「平成25年4月1日」を「平成25年7月1日」に改める。

高知県告示第230号

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称  
高知県立池公園
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市山ノ端町219番地9  
株式会社双葉造園
- 指定期間  
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年3月21日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年3月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の	主たる	定款に記載された目的

		氏名	事務所の所在地	
平成25年3月21日	特定非営利活動法人地域支援の会さわやか四万十	中平 由起子	高岡郡四万十町昭和672-3番地	この法人は、ふれあいと助け合いの精神をもって、誰もが住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して住み続けることができるようなまちづくりをすすめるために、四万十町十和・大正地域及びその近隣のおもに高齢者、障害者、子ども達等の保健・医療・福祉の増進に関する活動（事業）を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、管理者」を「、公営企業管理者（以下「管理者」という。））」に改める。

第4条第1項中「規定による」を「規定により」に改める。

第7条第1項中「これに」を「、これに」に改め、同項第3号中「確実と」を「確実であると」に改め、同項第4号中「確実と」を「確実であると」に、「又は支払保証」を「、又は支払保証」に改め、同項第5号中「確実と」を「確実であると」に、「又は保証」を「、又は保証」に改め、同項第6号及び第7号並びに同条第2項及び第3項中「確実と」を「確実であると」に改める。

第8条第1号中「確実と」を「確実であると」に改め、同条第2号中「確実と」を「確実であると」に、「又は支払保証した」

を「、又は支払保証をした」に改め、同条第3号中「確実と」を「確実であると」に、「又は保証」を「、又は保証」に改め、同条第4号及び第5号中「確実と」を「確実であると」に改める。

第10条第1項第2号中「付けさせてはならない」を「付けさせてはならないこと」に、「みなさなければならぬ」を「みなさなければならぬこと」に改め、同項第5号中「そう入した」を「挿入した」に改め、同条第3項中「押印のうえ」を「押印の上」に改める。

第11条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条第1項中「若しくは物件の買入れをする」を「、物件の買入れその他の」に改める。

第18条の2第1項及び第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の14第1項第3号又は第4号」に改める。

第20条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「これに」を「、これに」に改める。

第21条第2項中「必要のあるもの」を「必要があるもの」に改める。

第22条第2項中「これに」を「、これに」に改め、同条第3項中「確実と」を「確実であると」に改める。

第25条中「こえる」を「超える」に改める。

第26条第1項中「その責」を「その責め」に改め、同項第2号中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第27条第1項中「自己の責」を「自己の責め」に改める。

第29条第1項第1号中「契約者の責」を「契約者の責め」に改め、同項第5号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第30条第2項中「正当と」を「正当であると」に改める。

第31条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第3項中「当っては」を「当たっては」に、「妨げることのないように」を「妨げることがないように」に、「知ることのできた」を「知ることができた」に改める。

第32条第1項中「法」を「地方自治法」に、「立会」を「立会い」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第35条中「行なった」を「行った」に改める。

第36条第1項中「若しくは物件の購入」を「、物件の買入れ」に改める。

第37条の見出し中「行なう」を「行う」に改める。

別記第2号様式中「承諾のうえ」を「承諾の上」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県

公営企業局契約規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

#### 高知県公営企業局管理規程第3号

##### 高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第85条第1項第1号中「臨時に使用させる場合の使用料は、使用面積の広狭にかかわらず1日520円とし、電柱」を「電柱類」に、「高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）に定める道路の占用料」を「高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）に定める行政財産の目的外使用に係る使用料」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この規程の施行の際現に使用を許可している土地の使用料については、この規程による改正後の高知県公営企業局病院事業財務規程第85条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、高知県公営企業局長がこの規程の施行の日以後の土地の使用について同号の規定を適用することを認める場合は、この限りでない。

#### 議 会 告 示

##### 高知県議会告示第2号

高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

高知県議会議長 森田 英二

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条中「傍聴人が」を「傍聴人は、」に改める。

第12条第1項中「議長」を「、議長」に改め、同条第2項中「その旨を、」を「、その旨を」に改める。

第13条第3号中「たすきの類」を「たすきの類い」に改め、同条第4号中「のぼりの類」を「のぼりの類い」に改め、同条第5号中「楽器の類」を「楽器の類い」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる者のほか、」に改める。

第14条の見出し中「傍聴人の」を「傍聴人が」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号中「たすきの類」を「たすきの類い」に改め、同条第4号中「えり巻の類」を「襟巻の類い」に改め、同条第5号中「飲食又は喫煙しない」を「飲食又は喫煙をしない」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第16条中「退場させる」を「、退場させる」に改める。

第17条中「、又は」を「又は」に、「すみやかに」を「、速やかに」に改める。

別記第3号様式裏面中「すべて」を「全て」に、「たすきの類」を「たすきの類い」に、「えり巻の類」を「襟巻の類い」に、「飲食又は喫煙しない」を「飲食又は喫煙をしない」に、「してはならない」を「してはならないこと」に改める。

別記第4号様式裏面中「第3号様式」を「別記第3号様式裏面」に改める。

別記第5号様式表面中「速かに」を「速やかに、」に改め、同様式裏面中「すべて」を「全て」に、「たすきの類」を「たすきの類い」に、「えり巻の類」を「襟巻の類い」に、「飲食又は喫煙しない」を「飲食又は喫煙をしない」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月29日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県議会傍聴規則様式は、この規則による改正後の高知県議会傍聴規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

#### 教 育 委 員 会 規 則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

##### 高知県教育委員会規則第5号

##### 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成25年4月1日」を「平成25年7月1日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県教育委員会告示第1号**

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称  
高知県立弓道場
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市春野町芳原2485番地  
財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定期間  
平成25年7月1日から平成27年3月31日まで